

第71号議案

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

翠ヶ丘町の市営住宅の建替えに伴い、建替え後の住宅の位置等を定めるとともに、自動車保管場所の使用者の資格に係る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

（使用者の資格）

第44条 保管場所を使用する者は、次の各号に掲げる条件をいずれも具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であつて、当該市営住宅に設置されている保管場所を自ら使用するために必要としていること。
- (2) 第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別表第2に定める市営住宅の入居者又は同居者は、同表の保管場所を使用することができる。

別表第1中「26年度」を「昭和26年度」に、

「

27年度	宮塚町12番24号	1	8	石造ブロック2階建	40.16
	翠ヶ丘町5番2～6号	5	20	簡易耐火2階建	46.44
	翠ヶ丘町20番1～3号	3	3	木造平家建セメント瓦葺	25.61

」

を

「

27年度	宮塚町12番24号	1	8	石造ブロック2階建	40.16
------	-----------	---	---	-----------	-------

	翠ヶ丘町20番1～3号	3	3	木造平家建セメント瓦葺	25.61
--	-------------	---	---	-------------	-------

に改め、同表中

41年度	翠ヶ丘町23番10—105, 205～210号 305～310, 405～410号 505～510号	1	25	鉄筋コンクリート造4階建 一部5階建	37.46
------	----------------------------------------------------------	---	----	--------------------	-------

を削り、同表中「元年度」を「平成元年度」に改め、同表に次のように加える。

26年度	翠ヶ丘町5番4—	1	35	鉄筋コンクリート造4階建	
	213, 313号				39.01
	212, 214, 312, 314号				39.72
	208～211, 308～311号 408号				40.10
	306, 406号				40.42
	207, 307, 407号				41.62
	101, 102号 201～204, 301～304号 403, 404号				49.30
	205, 305, 405号				67.79

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第44条，第45条関係）

自動車保管場所使用料

保管場所	使用料月額（円）
翠ヶ丘町5番住宅	8,000 建物内10,000
翠ヶ丘町23番住宅	8,000
楠町住宅	8,000
宮塚町2番住宅	8,000
大東町4番住宅	8,000
大東町5番住宅	8,000 建物内10,000
大東町11番住宅	8,000
大東町14番住宅	8,000
大東町15番住宅	8,000
大東町16番住宅	8,000
大東町17番住宅	8,000 建物内10,000
西藏町住宅	8,000
南芦屋浜団地	8,000 建物内10,000

別表第3（第47条の2関係）

自動車保管場所目的外使用料

保管場所	使用料月額（円）
宮塚町2番住宅	16,000
楠町住宅	16,000
大東町4番住宅	13,000

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第44条の改正規定、別表第1の改正規定（27年度翠ヶ丘町5番2～6号の項に係る部分を除く。）、別表第2の改正規定（翠ヶ丘町5番住宅の項に係る部分を除く。）及び別表第3の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1に次のように加える改正規定及び別表第2の改正規定（翠ヶ丘町5番住宅の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 別表第1の改正規定（27年度翠ヶ丘町5番2～6号の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して90日を超えない範囲内において規則で定める日

参 照

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

翠ヶ丘町の市営住宅の建替えに伴い、建替え後の住宅の位置等を定めるとともに、自動車保管場所の使用者の資格に係る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 自動車保管場所の使用者の資格について、市長が特に必要と認めるときは、別表第2に定める市営住宅の入居者又は同居者は、同表の保管場所を使用することができることとする。(第44条関係)
- (2) 翠ヶ丘町23番10(北A-2棟)住宅及び翠ヶ丘町テラス住宅の供用を廃止する。(別表第1関係)
- (3) 建替え後の翠ヶ丘町5番住宅の位置等を次のとおり定める。(別表第1関係)

団地名	棟数	戸数	構造	1戸当たり床面積
翠ヶ丘町5番4-1 01号~408号	1	35	鉄筋コンクリート造4階 建	39.01m ² ~67. 79m ²

- (4) 翠ヶ丘町5番住宅に自動車保管場所を新たに設置し、使用料月額を8,000円(建物内10,000円)とする。(別表第2関係)
- (5) 自動車保管場所に係る住宅の名称を変更する。(別表第2及び別表第3関係)
- (6) その他規定の整理

3 施行期日

- (1) 2(1)、(2)(翠ヶ丘町23番10住宅に係る部分)、(5)及び(6)の規定 公布の日
- (2) 2(3)及び(4)の規定 公布の日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 2(2)(翠ヶ丘町テラス住宅に係る部分)の規定 公布の日から起算して90日を超えない範囲内において規則で定める日